

平成31年3月8日

## まちづくり委員会資料

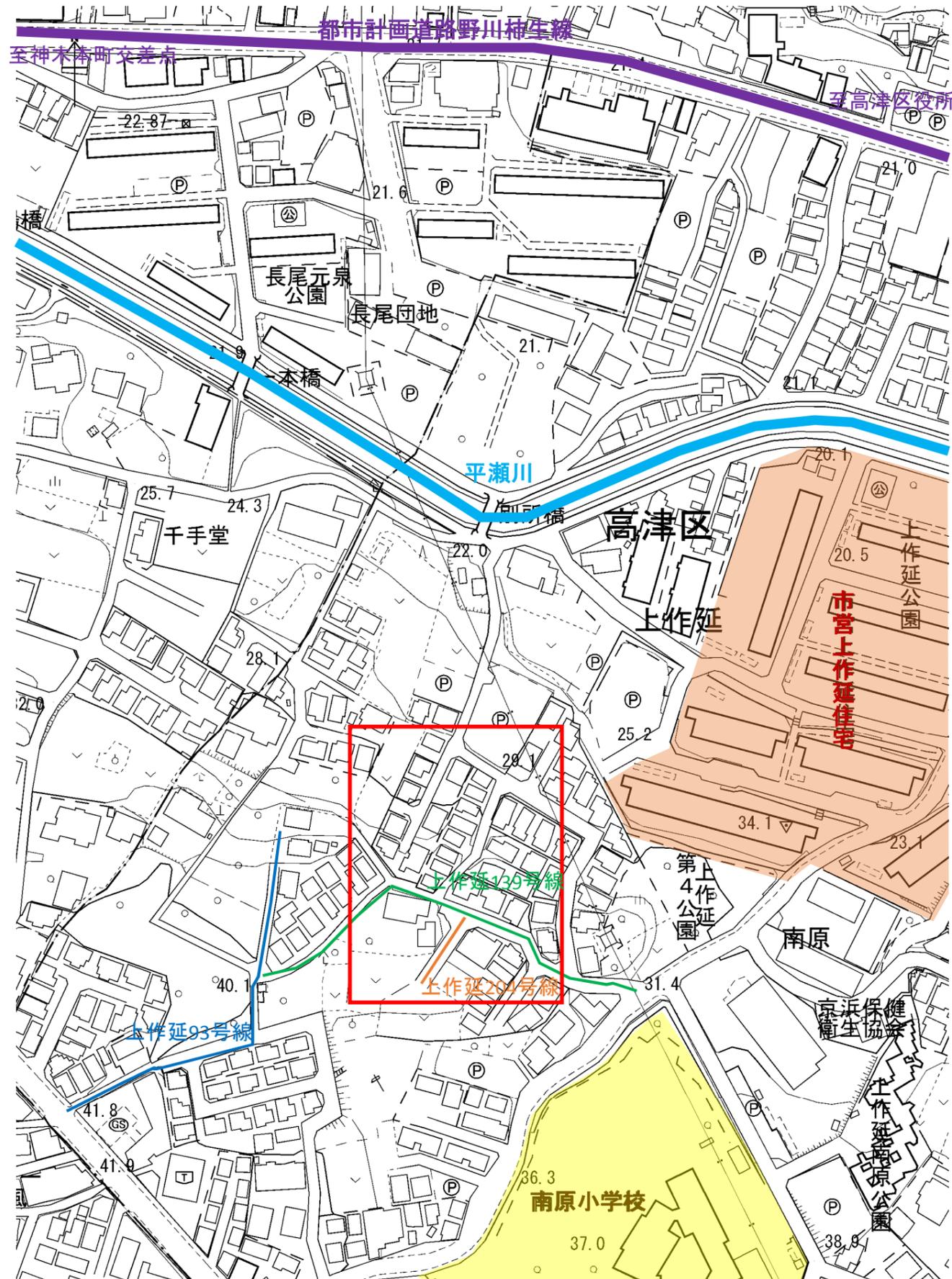
### 陳情の審査

陳情第142号 都市計画法、条例に係る二項道路への  
U字側溝の設置及び建築基準法に  
基づく立入調査の実施に関する陳情

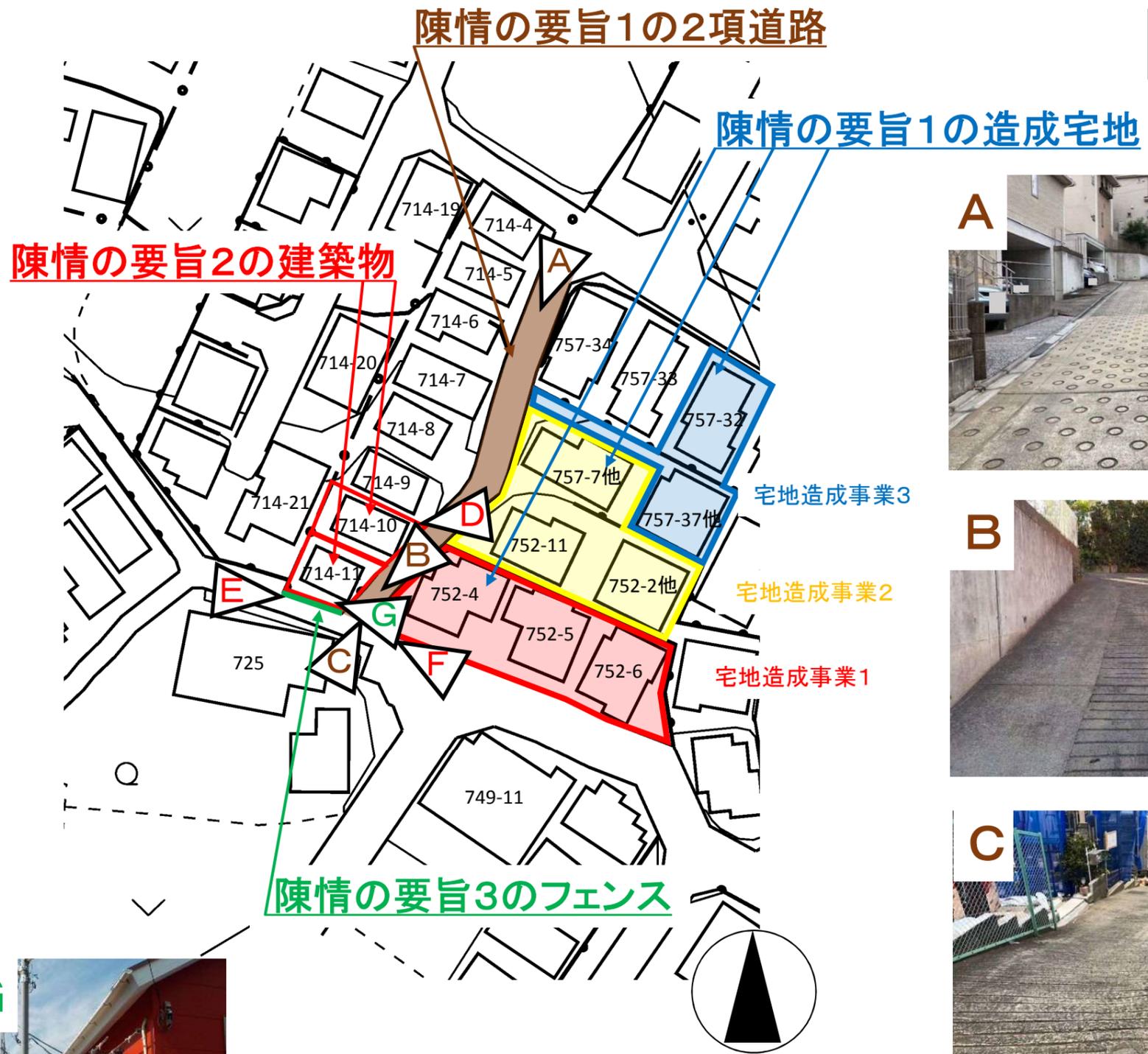
- |     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 資料1 | 案内図                                   |
| 資料2 | 現地の状況                                 |
| 資料3 | 2項道路の状況（陳情の要旨1）                       |
| 資料4 | 宅地造成事業の状況（陳情の要旨1）                     |
| 資料5 | 建築物とフェンスの状況（陳情の要旨2、3）                 |
| 資料6 | 陳情者への対応経過                             |
| 資料7 | 川崎市を業務区域とする指定確認検査機関への<br>立入検査実施要領（抜粋） |
| 資料8 | 川崎市手数料条例（抜粋）                          |

# 案内図

資料1

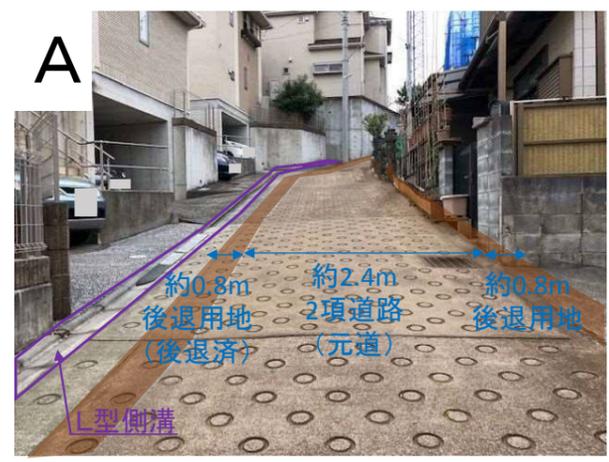


# 現地の状況

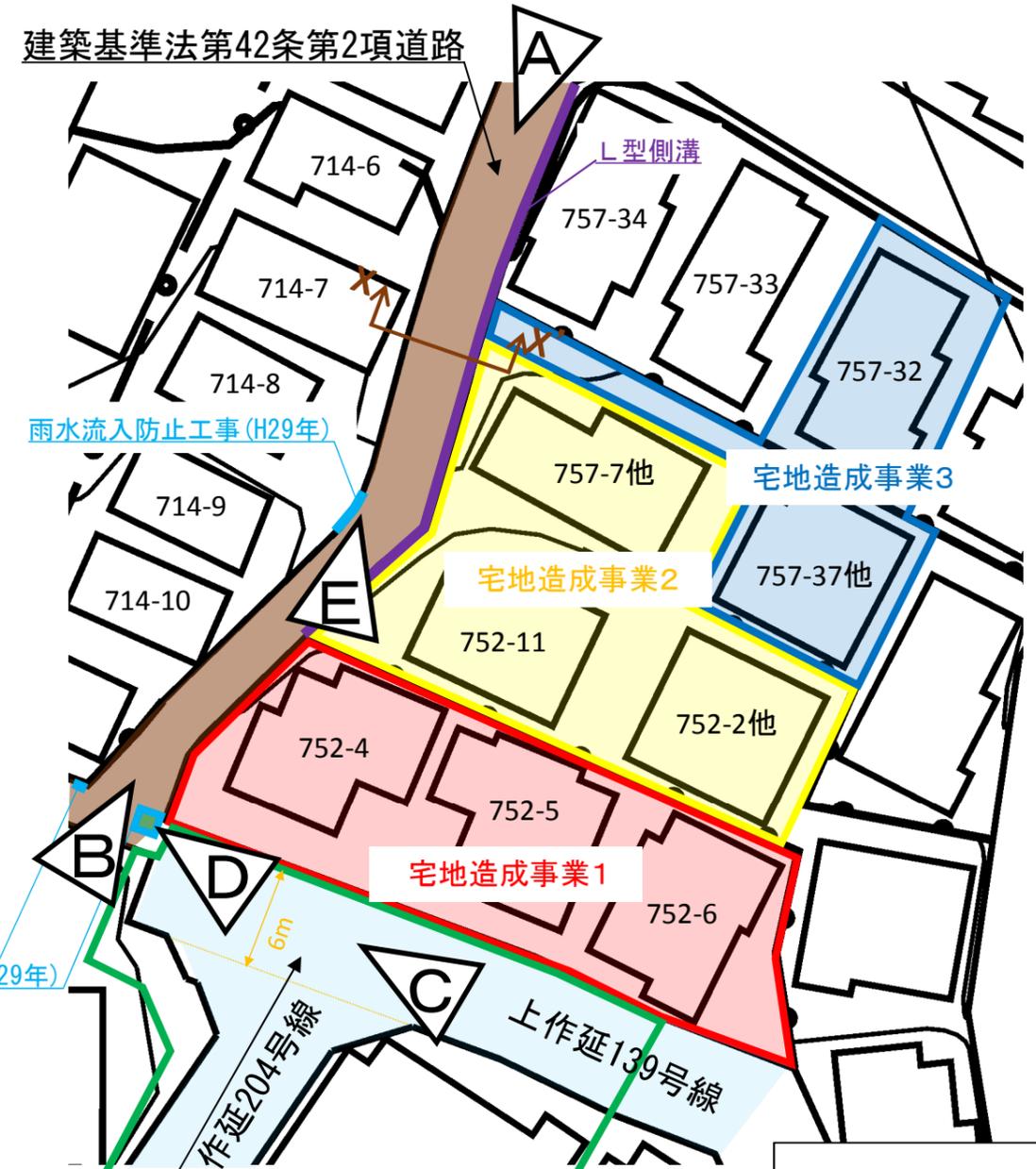
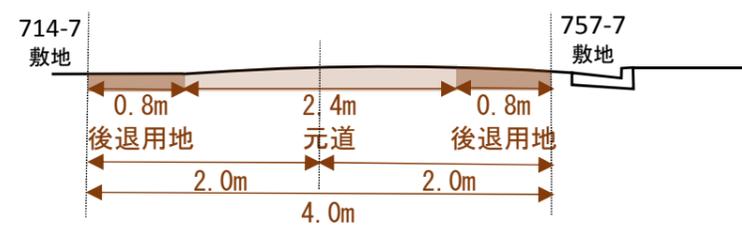


地名地番：高津区上作延714番地、752番地ほか  
 地域地区等：第一種低層住居専用地域(80/50)、  
 宅地造成工事規制区域

# 2項道路の状況(陳情の要旨1)



X-X' 断面図



開発許可(H16年)により整備した道路

## 宅地造成事業の概要

	宅地造成事業1	宅地造成事業2	宅地造成事業3
申請者	(株)成建トーワ	(株)成建トーワ	(株)成建
区域面積	400.67㎡	431.79㎡	278.30㎡
許可年月日	平成20年12月1日	平成21年6月12日	平成22年11月17日
検査済証交付年月日	平成21年2月5日	平成21年9月1日	平成23年1月6日

# 宅地造成事業の状況(陳情の要旨1)



宅地造成事業2



宅地造成事業1



開発許可(H16年)により整備された市道上作延204号線

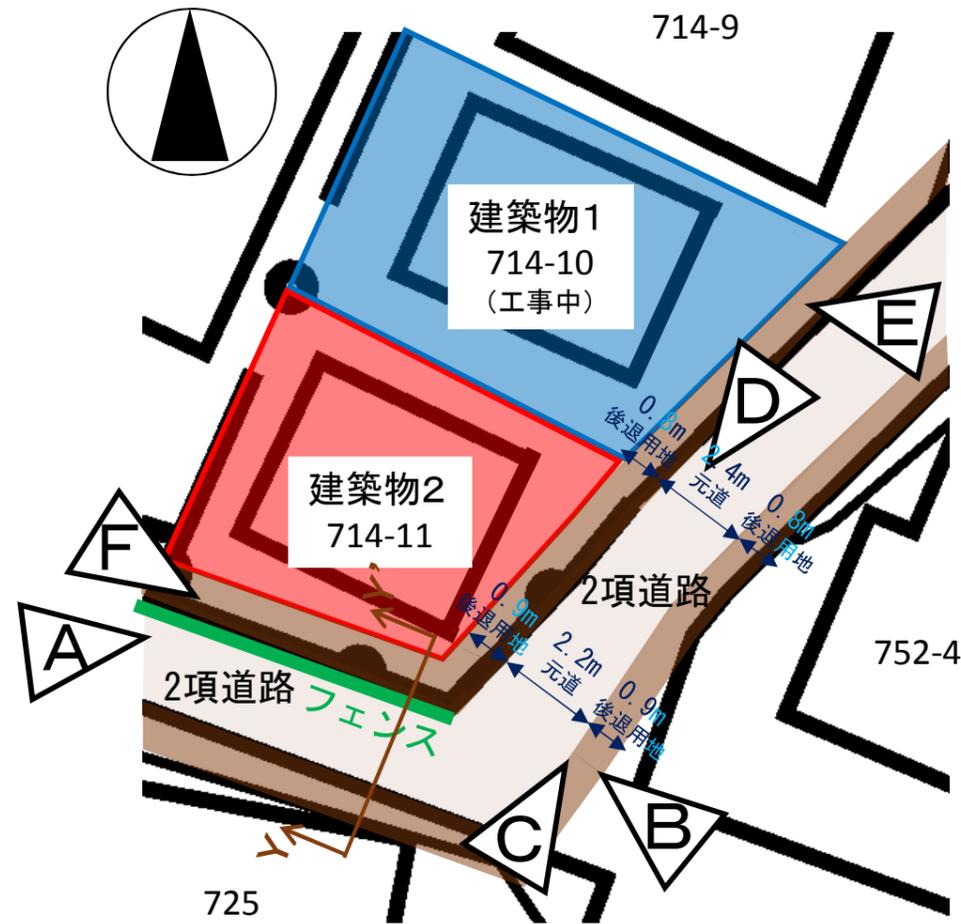
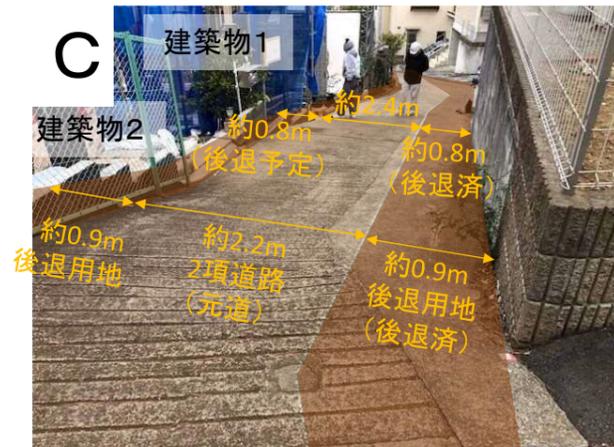


宅地造成事業3

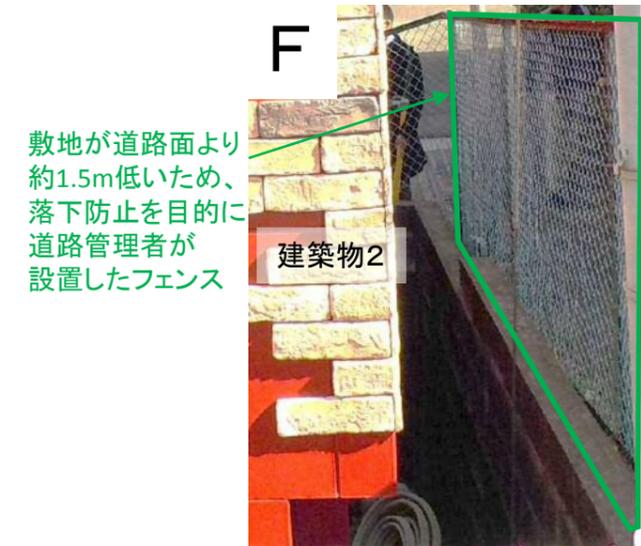
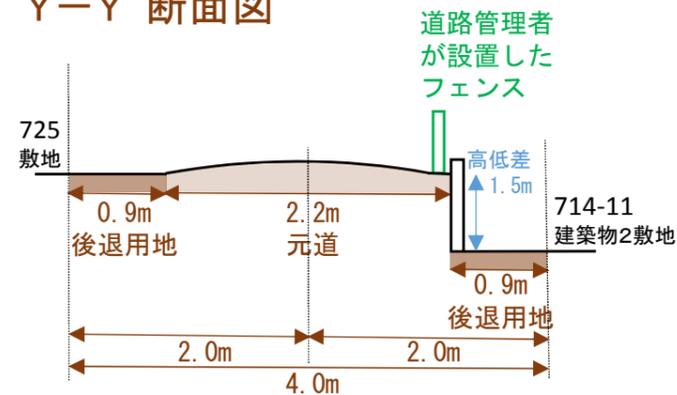


開発許可(H16年)により整備された市道上作延139号線

建築物とフェンスの状況(陳情の要旨2、3)



Y-Y' 断面図



建築確認経過の概要

	建築物1	建築物2
確認年月日	平成30年11月22日	昭和50年7月16日(新築時)
確認機関	ユーディーアイ確認検査(株)	川崎市(新築時)
現在の状態	工事中	増築工事完了済(平成28年頃)

## 陳情者への対応経過

平成29年8月～9月

陳情者から文書等による要望を受け、随時対応を行う。要望の主旨は以下の通り。

- ・ 714-10（当時の建築物。現在は解体済）、11は建築基準法違反であるため指導を行うこと
- ・ 当該地南側フェンスは違法であるため適切な位置に移設すること
- ・ 市が行った民地への雨水流入防止工事は違法

平成29年11月

文書による回答を求められ、陳情者に回答書を渡す。回答の主旨は以下の通り。

- ・ 上作延714-10、11は調査中。内容ややり取りは個人情報であるため回答できない
- ・ フェンスは道路管理者が設置したもので違法ではない
- ・ 雨水流入防止工事は近隣住民からの要望により道路管理者が行ったもので、違法ではない

なお、回答の際、説明時に使用した道水路台帳は補足資料として渡す必要はないと判断。その後、陳情者からの申請があったため、閲覧手数料の300円を徴収して写しを交付した。

平成30年1月～平成31年1月

陳情者より市長への手紙などが提出される。いずれの内容もほぼ上記と同じだが、新しい要望は以下の通り。

- ・ 2項道路にU字側溝を設けること
- ・ 714-10の確認を行った指定機関に立入検査を行うこと
- ・ 道水路台帳閲覧手数料の徴収は手数料条例に反するので還付すること

川崎市を業務区域とする指定確認検査機関への立入検査実施要領（抜粋）

平成 26 年 4 月 1 日  
26 川ま建管第 498 号  
部 長 決 裁

（目的）

第 1 条 この要領は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）第 77 条の 3 1 第 2 項の規定による指定確認検査機関（以下「指定機関」という。）への立入検査を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（立入検査実施の決定）

第 2 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に立入検査を実施することができる。

- （1） 指定機関から提出された確認検査に関する報告書の内容に基づき、不適切な確認検査が行われている疑いが生じた場合
- （2） 周辺住民や内部からの通報等による情報提供に基づき、指定機関による不適切な確認検査が行われている疑いが生じた場合
- （3） 指定機関が過去に行った確認検査について建築基準関係規定への違反の見過ぎしの疑いが生じた場合
- （4） その他立入検査の実施が必要と認める事由が生じた場合

第 3 条～第 8 条 略

## 川崎市手数料条例（抜粋）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第276号の手数料については、月ごとに徴収することができる

(291) その他の公文書又は図面（市長が別に定めるものを除く。）を閲覧に供する事務 1件につき 300円

第2条の2～第6条 略

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 官公署からの請求によるとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者からの請求によるとき。
- (3) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。

第8条 既納の手数料は、請求事項の変更又は取消しの場合においても、これを還付しない。

第9条 略